



2億円の相続債務を見落とし!

●損害の立証が極めて困難な場合の損害額●

相続税の申告に当たり、税理士が2億円を超える借入金を見落としたために、配偶者の税額軽減の特例を満額使えるような遺産分割ができなかったことに過失があったとして、相続人から損害賠償請求を受け、一部が認容されたという事例です（平10.9.18東京地裁、判例タイムズ1002号202頁）。

◎この裁判には、主な争点が2つあって、1つは、配偶者の税額軽減特例を限度額いっぱい利用できなかっただことが税理士の過失か否かという問題であり、他の1つは、その場合の損害の額をどう算定するか、という問題です。

相続人は、この税理士の税務申告事務に疑問を感じ、他の税理士Fに依頼して見直しをしてもらった結果、別途、F税理士に対しても税理士報酬を支払っています。

しかし、相続財産には空室の多い貸家も含まれており、その評価について税務署の見解と納税者の見解が異なるおそれもあったこと、また、配偶者税額軽減を満額利用した場合、将来の相次相続で長女の相続税が増加する蓋然性が高いことなども考えられました。

結論として、裁判所は被告である税理士に対し、総額12,150,000円の支払を命じました。

I 事業の概要

被相続人Kは平成6年1月9日死亡し、法定相続人は妻、長男、長女、養子の4名でした。被相続人Kの相続財産は、その殆どが不動産でしたが、相続人間には何の紛争もありませんでした。しかし、先代の相続に係る相続税を払い終わっていなかったこともあって、将来のことはともかくとして、専ら今回支払う相続税額を低くしてもらいたいという希望を税理士に説明していたのです。

しかし、Y税理士は、住宅金融公庫からの2億円余りの借入金債務を見落とし、その利息のほか、固定資産税や未払住民税も含む総合計6,312,776円もの金額が、相続税の申告漏れています。そのために、新たに発見された借入金全額を妻甲が負担した結果、配偶者の税額軽減の特例を限度額いっぱい利用することができなくなってしまい、原告らは別のF税理士に依頼することとなったとして、損害賠償金の支払を求めました。

II 判断

この借入金債務は、被告税理士Yの履行補助者であり、確定申告の時だけ手伝いに来る税理士・公認会計士の資格を有する職員Sが、被相続人の所得税の確定申告をした際、被相続人が建築資金の借入れ入金や、その支払用に使っていた銀行口座の預金通帳の提出を受けており、その口座には住宅金融公庫からの2億円余りの借入れについて、明瞭に記載されていたという事実が認められる。

ところが、被告税理士は借入金債務を見落とし、その結果、配偶者控除を満額使えないような遺産分割協議書案のみを提示したために原告らは、より有利な税務申告の方法を検討する機会を失ったものであるから、この点について過失がありこの過失は不法行為を構成する。

損害額については、①貸家の評価について税務署の見解と異なることとなった場合には、配偶者の相続分が50%でなくなる可能性があったこと、②配偶者と長女との年齢や家族関係を考慮すると相次相続で相続税が増加する蓋然性が高いこと、③相続人に対し配偶者の税額軽減が限度額いっぱい使えるような遺産分割を勧めることが税理士の職務上の注意義務であるとはいえないことなどを考慮した場合、特に②の場合には、将来の相続開始の順序や相続税額の予測は困難であるから、このような場合には、裁判所が民事訴訟法248条の趣旨も考慮の上、相当な損害額を認定するほかない。

そうすると、原告乙の相続税納付に関して生じた損害に、900万円（理論上の今回の最小の納付税額と現実に納付した税額の差額の約30%、原告らが被告に対して支払った税理士報酬の額の3倍に当たる金額）と認めるのが相当である。

(資料提供 税法データベース編集室)